

別表十四の二

26欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

連結事業年度における寄附金の損金算入に関する明細書

連
結
事
業
年
度・
・
・
・

法人名

一般 寄 附 金 の 損 金 算 入 限 度 額 の 計 算	指 定 寄 附 金 等 の 金 額 (25の計)	1	円	特定公益増進法人等に対する寄附金額 (26の計)	2	円	寄附金支出前連結所得金額の5又は6.25 (8) × $\frac{5}{100}$ 又は $\frac{6.25}{100}$ 相当額	14	円
	特定公益増進法人等に対する寄附金額 (26の計)	2		連結親法人の期末の連結個別資本金等 の月数換算額の $\frac{2.5}{1,000} \times \frac{13.75}{1,000}$ 相当額	15				
	そ の 他 の 寄 附 金 額	3		特定公益増進法人等に対する 寄附金の特別損金算入限度額 (11) × $\frac{2.5}{1,000}$ 又は $\frac{3.75}{1,000}$	16				
	計 (1) + (2)	4		特定公益増進法人等に対する 寄附金の特別損金算入限度額 (14) + (15) × $\frac{1}{2}$	17				
	完全支配関係 に対する寄附金	5		特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入額 (2) と (14) 又は (16) のうち少ない金額	17				
	計 (4) + (5)	6							
	連 結 所 得 金 (別表四の二「35」)	7							
寄 附 金 支 出 前 連 結 (6) + (7)	8								
同 上 の 2.5 又は 1.25 100	9								
同 上 の 月 数 (10) × $\frac{2.5}{1,000}$	10								
同 上 の 2.5 1,000	11								
一 般 寄 附 金 の 損 金 算 (9) + (12) × 25	12								
寄 附 し た 日	13								
計	14								
特定公益増進法人若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細									
寄附した日又は支出した日	15	寄 附 先 又 は 受 託 者	16	所 在 地	17	寄 附 金 の 使 途 又 は 認 定 特定公益信託の名称	18	寄 附 金 額 又 は 支 出 金 額 26	19
								円	
その他の寄附金のうち特定公益信託（認定特定公益信託を除く。）に対する支出金の明細									
支 出 し た 日	20	受 託 者	21	所 在 地	22	特定公益信託の名称	23	支 出 金 額	24
								円	
個 別 帰 属 額 の 計 算									
連 結 法 人 名	25								
当 該 連 結 法 人 が 支 出 し た 寄 附 金	指 定 寄 附 金 等 の 金 額	27	円	(17)のうち当該連結法人が支出した特定公益増進法人等に対する寄附金額に係る部分に相当する金額	34	円			
	特定公益増進法人等に対する寄附金額	28		(17) × $\frac{(28)}{(2)}$					
	そ の 他 の 寄 附 金 額	29		損金不算入額(21)のうち当該連結法人に帰せられる金額	35				
	計 (27) + (28) + (29)	30		(21) × $\frac{(32) - (27) - (34)}{(20) - (17) - (18)}$					
	国 外 関 連 者 対 する 寄 附 金 額	31		個 別 帰 属 額 (31) + (33) + (35)	36				
	(30)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額 (30) - (31)	32							
	完全支配関係がある法人に対する寄附金額	33							

26欄

認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入の特例を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、

「第68条の96第1項」又は

「特定非営利活動促進法改正前旧措置法第68条の96第1項」

②区分番号に、「10381」又は「10407」※

③当該別表十四の二26欄の金額のうち「寄附先又は受託者」の欄に

「認定特定非営利活動法人」、「旧認定特定非営利活動法人」又は

「仮認定特定非営利活動法人」※

の記載があるものの合計額(円単位)

を記載してください

※「第68条の96第1項」の規定に該当する寄附金のうち「仮認定特定非営利活動法人」に対する寄附金については「10407」

別表十四の二 平二十四・四・一以後終了連結事業年度分